

東京都建築安全条例とその解説 改訂三十四版追補

平成二十八年十一月一日作成

以下の条例等の改正により、ここに追補として掲載致します。

○東京都建築安全条例（昭和二十五年十二月七日東京都条例第八十九号）
最終改正…平成二十八年十月二十日東京都条例第九十八号

○東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年十月五日東京都規則第五百五十九号）
最終改正…平成二十八年九月九日東京都規則第二百四号

条例等改正の詳細については、東京都都市整備局ホームページをご参照ください。

		改正後	改正前（本書掲載内容）
頁	行		
5	4行目	最終改正 平成二十八年十月二十日東京都条例第九十八号	最終改正 平成二十八年三月三十一日東京都条例第三十六号
149	後ろから 3行目	四 床面積一平方メートルごとに毎時十四立方メートル以上の換気量を有する換気設備を設けること。 附 則（平成二八年条例第九十八号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	四 床面積一平方メートルごとに毎時二十五立方メートル以上の換気量を有する換気設備を設けること。
226		附 則（平成二八年条例第三十六号）の後、以下の追加	
234	後ろから 2行目	最終改正…平成二十八年十月二十日	最終改正…平成二十八年三月三十一日
387	3行目	最終改正 平成二十八年九月九日東京都規則第二百四号	最終改正 平成二十八年三月三十一日東京都規則第四百十三号
393	後ろから 2行目	五 法第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第二号若しくは第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項から第十三項までの各項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む）、第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む）、第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、第五十三条第四項若しくは第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項第三号、第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項に規定する許可の申請	附 則（平成二八年規則第一四三号） この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。